

佐賀県規則第29号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号。附則第1条第1号から第4号までに掲げる規定を除く。）の施行期日は平成28年4月1日とし、同条第1号に掲げる規定の施行期日は平成29年1月1日とし、同条第2号に掲げる規定の施行期日は平成29年4月1日とし、同条第3号に掲げる規定の施行期日は平成30年1月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は平成30年4月1日とする。